

船舶事故調査報告書

平成24年3月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月18日（木） 不明（11時10分ごろ～20分ごろの間）
発生場所	岡山県笠岡市 ^{ここの} 神島南西岸沖 神島三角点（122m頂）から真方位181°600m付近 （概位 北緯34°26.5′ 東経133°28.8′）
事故調査の経過	平成23年9月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{サメ} SAME、5トン未満 250-43318岡山、個人所有 2.64m (Lr) × 1.08m × 0.40m、FRP ガソリン機関、73kW、平成11年5月 B 水上オートバイ クレーゾードルフィン、5トン未満 271-31227岡山、個人所有 1.87m (Lr) × 0.57m × 0.20m、FRP ガソリン機関、52kW、平成9年7月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 27歳 操縦免許なし B 操縦者B 男性 26歳 操縦免許なし
死傷者等	A なし B 負傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船底部に擦過傷 B 船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、操縦者Aが操縦し、神島の南西岸にあるオートキャンプ場等の施設（以下「本件ビーチ」という。）の沖で遊走していた。 操縦者Aは、B船の近くで旋回して操縦者Bに水しぶきをかけようと思い、B船から約200～300m離れた場所を発進し、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）でB船に向かって右転しながら接近した。 操縦者Aは、思ったよりもB船に近づき過ぎたので、B船との衝突を避けようとしてハンドルを左一杯にとったが、平成23年8月18日11時10分ごろ～20分ごろ、A船は、船首が浮上した状態でB船の船首部に衝突し、操縦者A及び操縦者Bが落水した。 B船は、操縦者Bが操縦し、本件ビーチの沖で遊走していた。

	<p>B船は、岸に戻るために約2～3km/hの速力で北進中、操縦者Bが、後方から接近するA船のエンジン音に気付き、右後方を振り返ったときに反転し、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Aは、約10m離れたところに投げ出された操縦者Bを助けるため、泳いで操縦者Bに近づきながら岸にいた仲間に助けを求め、仲間と共に操縦者Bを海岸に引き上げた。</p> <p>操縦者Aは、操縦者Bを車に乗せて病院に運んだ。</p> <p>その後、操縦者Bは、救急車で別の病院に転院し、肺水腫、右頬骨粉碎骨折及び顔面挫傷と診断された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約4～5m/s、気温 約33℃、 視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、定員が3人の水上オートバイであり、操縦者Aを含む10人（以下「本件メンバー」という。）が代金を分担して購入し、また、B船は、定員が1人の水上オートバイであり、約5年前から検査料などのメンテナンス費用を本件メンバーが分担して支払っていた。</p> <p>本件メンバーの中で免許を受有していたのは3～5人であった。</p> <p>A船及びB船の船舶所有者は、ふだんから特殊小型船舶操縦免許を持っていない者が操縦しないよう口頭で注意していた。なお、A船及びB船は、本件メンバーの自宅の車庫に鍵をつけたまま台車の上に乗せており、自由に持ち出すことができるようになっていた。</p> <p>操縦者Aは、水上オートバイを操縦するには、特殊小型船舶操縦士の免許が必要であることを知っていたが、無免許で約5年前から水上オートバイを操縦していた。また、本事故当日、本件ビーチに到着後、350ml入り缶焼酎を約半分飲んでいた。</p> <p>操縦者Bは、水上オートバイを操縦するには、特殊小型船舶操縦士の免許が必要であることを知っていたが、無免許で約5年前から水上オートバイを操縦していた。また、本事故当日、本件ビーチに到着後、350ml入り缶ビール2本を飲んでいた。</p> <p>船舶所有者は、本事故当日、操縦者A及び操縦者Bと一緒に行動はしていなかった。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、神島南西岸の本件ビーチの沖で遊走中、操縦者Aが、B船の近くで旋回して操縦者Bに水しぶきをかけようと思い、右転しながらB船に接近したことから、衝突を避けようとして直前にハンドルを左一杯にとったが、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件ビーチの沖で岸に向けて北進中、操縦者Bが、後方から接近するA船のエンジン音に気付き、右後方を振り向いたときに反転し、A船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>操縦者Aは、350ml入り缶焼酎を約半分飲み、操縦者Bは、350ml入り缶ビール2本を飲んで操縦していたものと考えられる。</p> <p>A船及びB船は、本件メンバーの自宅の車庫に鍵をつけて台車の上に乗せており、無免許の者でも自由に持ち出すことができるようにしていたものと考えられる。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、水上オートバイを操縦するために必要な特殊小型船舶操縦免許を取得しておらず、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、神島南西岸の本件ビーチの沖で遊走中、操縦者Aが、B船の近くで旋回して操縦者Bに水しぶきをかけようと思い、右転しながらB船に接近したため、衝突を避けようとして直前にハンドルを左一杯にとったが、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>A船及びB船の船舶所有者は、本事故後、それぞれの船舶の鍵及び船舶検査証書を自ら保管し、水上オートバイを保管する車庫のシャッターに鍵をかけるよう本件メンバーに指示し、保管場所及び管理の徹底を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <p>水上オートバイを操縦する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無免許で操縦しないこと。 ・操縦前に飲酒をしないこと。 ・他の船舶に接近し過ぎないこと。 <p>また、船舶所有者は、その小型船舶に、航行区域、航行の安全に関する事項を考慮して乗船基準に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならないこと。</p>